

公立大学法人名古屋市立大学 ネーミングライツ事業ガイドライン

令和7年（2025年）8月

公立大学法人名古屋市立大学
事務局経営企画部広報室

目 次

- 1 ネーミングライツ事業の目的及び趣旨
- 2 対象施設等
- 3 期間
- 4 ネーミングライツ選定委員会
- 5 事業募集の方法
- 6 応募資格
- 7 別称等の付与の条件
- 8 審査項目及び審査ポイント
- 9 契約の締結・更新
- 10 別称等の表示、使用等に伴う費用負担
- 11 ネーミングライツパートナーの特典
- 12 デザインガイド
- 13 契約の解除
- 14 リスク負担
- 15 ネーミングライツ事業実施の流れ

1 ネーミングライツ事業の目的及び趣旨

このガイドラインは公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）のネーミングライツ事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。本学との契約により、事業者等には、本学の施設等に事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称等（以下「別称等」という。）を決定するネーミングライツを付与します。事業者等は、学内外での認知度を高めることが期待できます。また、本学は、ネーミングライツを付与された事業者等からネーミングライツ料を得ることができ、教育研究環境の向上等を図ることができます。

【ネーミングライツパートナー】

ネーミングライツパートナーは本学との契約により本学の施設等に別称等を設定できます。また、本学施設及び構内に別称等のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置できます。

【ネーミングライツの種類について】

本学のネーミングライツ事業には、次の2種類があります。

- ・「施設指定型」
事業者等に、本学が指定した施設等（講義室その他の室、スペース等を含む。）のネーミングライツを与えるもの
- ・「提案募集型」
事業者等が、対象施設を指定してネーミングライツ事業を本学へ提案するもの

2 対象施設等

1) 「施設指定型」

①候補施設等について

候補施設は、福利施設、体育館、図書館、講義棟、実験・演習関連施設及び課外活動施設など、全体が広く共同利用される建物とします。ただし、病院（診療施設）、管理施設、歴史的建造物、記念館等（寄附建物※）、倉庫などは、原則、対象外とします。

※寄附者の許可を得たものは除く

候補スペースは、福利厚生スペース、体育活動スペース、図書関係スペース、課外活動スペース、セミナー室、演習室、講義室、実験関連諸室、会議室、談話室、ラウンジ・ロビー、交流スペースなど、広く共同利用されるスペースとします。ただし、部局長室、応接室、教員室、研究室、歴史的建造物内のスペース、記念館のスペース等（寄附建物※）、病院（病室、診察室、処置室、医療行為を行う室等）、管理関係諸室、倉庫、設備室などは、原則、対象外とします。

※寄附者の許可を得たものは除く

②対象施設等について

公募対象施設は、上記候補施設等のうち当該施設等を管理する部局等からの申請に基づき、ネーミングライツ選定委員会の審査により決定します。

2) 「提案募集型」

①対象施設等について

原則として、「施設指定型」における候補施設等と同様とします。

3 期間

契約期間は、原則4年以上とし、個別の契約ごとに定めます。

4 ネーミングライツ選定委員会

ネーミングライツ事業に係る審査を行うため、ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置き、ネーミングライツ事業に係る審査を行います。

1) 審査内容

①対象施設等の選定に関すること（施設指定型）

②ネーミングライツ事業の募集要項の作成に関すること（施設指定型）

③ネーミングライツパートナーの選定に関すること

④ネーミングライツ提案者との仲介等を通じて当事業の効果・効率的な実施に協力いただける広告代理店（以下「指定代理店※」という。）の選定に関すること

※指定代理店の募集については本学が別途定める募集要項によるものとする。

⑤その他ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項

2) 選定委員会は、次に掲げる委員で組織します。

①副理事長・事務局長 ※委員長

②経営を担当する理事

③広報を担当する学長補佐

④総務部長

⑤該当施設を所管する部局等の長

⑥その他副理事長・事務局長が必要と認めたもの

3) 選定委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができません。

4) 選定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定します。可否同数のときは委員長が決定します。

- 5) 委員長は、選定委員会を主宰します。

5 事業募集の方法

「施設指定型」の公募の実施は、実施部局等の長からの申請（別記様式第1号）に基づき、選定委員会の審査により決定し、選定委員会において当該事業ごとに審査する募集要項により実施します。

「提案募集型」の公募は、全学共通の募集要項により実施し、ネーミングライツ提案者からの申込みごとに採否を決定します。

1) 「施設指定型」

- ①部局等において対象施設の決定
- ②選定委員会にて公募実施の可否を審査
- ③公募開始
- ④ネーミングライツ提案者が指定代理店を通して提案
- ⑤選定委員会において提案内容の可否を審査
- ⑥契約締結
- ⑦サイン等の設置
- ⑧別称等の使用開始

2) 「提案募集型」

- ①ネーミングライツ提案者が指定代理店を通して提案
- ②対象施設等を管理する組織にて提案内容について検討
- ③選定委員会において提案内容の可否を審査
- ④契約締結
- ⑤サイン等の設置
- ⑥別称等の使用開始

6 応募資格

次の各号に定める業種又は事業を営むものは、本学のネーミングライツ事業に応募することができません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- ②風俗営業類似の業種
- ③消費者金融
- ④たばこ
- ⑤ギャンブルにかかるもの
- ⑥規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や

事業者

- ⑦法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ⑧占い、運勢判断に関するもの
- ⑨興信所・探偵事務所等
- ⑩債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- ⑪政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体
- ⑫宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体
- ⑬法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- ⑭民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- ⑮暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- ⑯各種法令に違反しているもの
- ⑰行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑱その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

7 別称等の付与の条件

別称等は施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。ネーミングライツ付与期間においても、本学が特に必要と認めるときは、別称等の変更を求める場合があります。

また、次のいずれかに該当するものは別称等として設定することができません。

1) 次のいずれかに該当するもの

- ①人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- ②法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ③他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ④本学のネーミングライツ事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ⑤公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ⑥宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ⑦非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- ⑧社会的に不適切なもの
- ⑨国内世論が大きく分かれているもの

2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ①誇大な表現（誇大広告）
- ②射幸心を著しくあおる表現
- ③虚偽の内容を表示するもの
- ④法令等で認められていない業種・商法・商品
- ⑤国家資格等に基づかない者が行う療法等

⑥国、地方公共団体、その他公共の機関が、ネーミングライツパートナー又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ①水着等及び裸体姿等で内容に無関係で必然性のないもの
- ②暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ③残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- ④暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- ⑤ギャンブル等を肯定するもの
- ⑥青少年の人体・精神・教育に有害なもの

4) 前各号に定めるもののほか、公共性、中立性又はその品位を損なう等内容として不適当であると認められるもの

5) その他別称等として適当でないと本学が認めるもの

8 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに、本学が設置するネーミングライツ選定委員会において、応募資格、別称等、応募の趣旨、ネーミングライツ料、契約期間等を基に総合的に判断します。また、応募者の多寡に関わらず採用とならない場合もあります。

審査項目	要件、基準等
資 格	・ 応募資格を満たしているか ・ 経営基盤が安定しているか など
別称等	・ 学生、教職員に受け入れられるか ・ 対象施設等にふさわしいものであるか ・ サイン等の設定条件を満たしているか など
応募の趣旨	・ 事業の趣旨に沿っているか
ネーミングライツ料	・ 財政的な観点から高額であるほど高評価とする ※一般的な相場として㎡あたり1～1万5千円を想定しているが、対象施設の広さも考慮する
契約期間	・ 4年以上であるか

提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）

- ①ネーミングライツ事業申込書（別記様式第2号）
- ②デザイン・寸法及び配置がわかる書類等（平面図、材料や取付方法がわかる詳細図、場合によっては立面図や展開図も）
- ③法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ④定款、寄附行為その他これらに類する書類

- ⑤法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑥直近3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書
- ⑦国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑧その他募集要項において必要とする書類

※ネーミングライツ事業申込書の「別称等の案」は参考とし、契約時に再度協議して決定します。

※審査についての詳細は、別に定めるものとします。

9 契約の締結・更新

本学は、ネーミングライツ等の決定を通知したネーミングライツパートナーと契約を締結します。なお、ネーミングライツパートナーは当該施設等の契約更新に際して、別称等が頻繁に変更となることによる利用者の混乱を避けるため、初回の更新時に限り優先的に交渉をすることができます。ただし、契約更新後の期間については4年を限度とし、改めて公募等の手続きを行います。

10 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ①サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、ネーミングライツの付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします（ネーミングライツ料とは別に負担願います）。
- ②サイン等の設置に伴い、行政機関などへの申請等が必要となる場合、その申請等はネーミングライツパートナー（もしくは指定代理店）が行うものとします。
- ③別称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④本学施設等に関する工事について、契約時には想定できておらず、かつ設置したサイン等が該当工事の妨げとなる場合には、一定期間、サイン等の取り外しをお願いする場合があります。その際、サイン等の取り外しの費用はネーミングライツパートナーの負担とします。また、当該期間中のネーミングライツ料については、日割り計算の上、返却いたします。
- ⑤契約締結後に作成する本学広報誌及び公式ウェブサイト等への掲載は、本学の負担により行います。

11 ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ①ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等に別称等のサイン等を設置できます。サイン等の内容（デザイン、大きさ）、設置場所及び設置方法等は本学と協議が必要です。
 - ②本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツパートナーを紹介します。
 - ③ネーミングライツパートナーは、本学のネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
 - ④その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。
- ※ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツを取得した施設において、当該施設が対外的に貸付対象となっている場合、貸付の優先権や貸付料の減免はありません。

12 デザインガイド

ネーミングライツ事業によるサイン等の設置については、本学の良好な景観の保護のため、次のように定めます。

- ①共通
 - ・背景や周辺環境に配慮した、建物と一体感のある形状、素材、色彩、規模とします。
 - ・色彩は、周辺の環境や樹木等の色彩を乱さないものとします。
 - ・安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう、確実に固定等を行うこととします。
- ②屋外サイン等
 - ・窓面・窓内のサインは、建物の低層部（2階程度）までの表示とします。
 - ・歩行者、自転車・自動車運転者等の視界を妨げるため、立て看板、突出サイン等は禁止とします。
 - ・電照サイン等を設置する場合は、高輝度にならないようにし、まともりのある美しい夜間景観になるよう配慮します。
- ③屋内（内壁・柱等）サイン等
 - ・建物全体や他の空間と合わせた範囲がネーミングライツの範囲と認知されないようにすることとします。
 - ・講義室内の前面壁へのサイン等の掲載は不可とします。また、試験等を行う講義室においては、掲示ができるサインは、法人名、法人名の商標、別称等とします（試験等を行う際には一次的にサイン等を隠すことがあります）。
- ④その他
 - ・前述の範囲内であっても、選定委員会において、対象施設等の特性や学生及び教職員に受け入れられるか、施設にふさわしいものとなっているか、周辺環境と調和しているか等の観点から、不採用とすることがあります。
 - ・本ガイドラインに記載のない事項についても提案は可能とし、採否は選定委員会において判断します。
 - ・ネーミングライツ付与期間中でも、本学の基準に合致しないことが判明した場合は、本学はサイン等の変更を求めることができます。

- ・ご不明な点等は事前に、指定代理店を通して本学までご相談ください。

13 契約の解除

1) 契約解除の要件

本学は、ネーミングライツパートナーが以下に該当するとき、ネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約を解除することができます。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は、原則、返還しないものとします。

- ①指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
- ②「6. 応募資格」に該当しなくなったとき。
- ③社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④ネーミングライツパートナーより契約解除の申し出があったとき。
- ⑤その他、本学がネーミングライツの付与を取り消す必要があると認めるとき。

※本学の都合により契約を解除する場合は、ネーミングライツ料の返還についてネーミングライツパートナーと協議するものとします。

2) 違約金等について

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、本学に契約の解除を申し出ることができます。この場合において、ネーミングライツパートナーは、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学とネーミングライツパートナーとが協議の上、決定します。

14 リスク負担

ネーミングライツパートナーは、設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合や、別称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した別称等に関する一切の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

15 ネーミングライツ事業実施の流れ

